



条第3項の規定により公示する。

令和3年9月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

令和3年10月1日から令和3年12月1日まで

3 作業地域

富山市 興人町地内

### 物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年9月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 売却物品等の名称及び数量

乗用自動車（富山308み1111） 1台

(2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 引渡期限

令和3年11月22日

(4) 引渡場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

### 3 競争入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書及び関係書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、郵送又は窓口持参のいずれかの方法で提出(必着)し、入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

### 4 入札参加申込書の提出場所等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424(直通)

(2) 入札参加申込書の提出期限

令和3年10月1日(金) 午後5時15分まで

ただし、富山県の休日を定める条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)に4の(1)の担当部署に郵送又は窓口持参のいずれかの方法で提出(必着)すること。

(3) 入札説明書の交付方法

令和3年9月22日から令和3年9月29日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

### 5 入札書提出期間

令和3年10月7日(木) 正午(必着)まで

ただし、12(2)の方法で提出を行うものは、提出期間中の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）とし、期間最終日は午前8時30分から正午までとする。

## 6 入札及び開札の日時、場所等

### (1) 入札及び開札日時

ア 日時 令和3年10月7日（木） 午後1時半以降

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課内

(2) 前号の入札の執行は、4の(1)の部署の入札執行者と立会者及び本件入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

## 7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

## 8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

## 9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

## 11 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。

(2) 開札は、6に掲げる方法で執行するので、入札参加者の立ち会いは行わないものとする。

- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじ引きにより落札者を決定するものとし、結果については異議を受け付けないものとする。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、再入札（2回目の入札）をするものとし、入札参加者に直ちに初回入札の最高入札価格及び再入札の日時を入札参加申込書に記載されたFAX番号に通知するものとする。
- (5) 再入札書の提出期限は、原則として、再入札通知の日の翌々日（休日を除く。）正午とする。
- (6) 再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

## 12 入札書の提出方法

### (1) 郵便で提出する場合

入札参加者は、封筒に入札書を封入のうえ密封し、糊付け部に割印（代表者印に限らないものとします。）を付したうえで、その封皮に必要事項を記載した「入札書送付票」（様式1）を貼り付けて簡易書留により郵送するものとする。

なお、入札書送付票の貼り付けのない郵便の入札書は無効とする。

### (2) 窓口持参で提出する場合

上記(1)に従い作成した「入札書送付票」を貼り付けたものを4の(1)の部署に5の期限までに窓口提出するものとする。

## 13 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
  - (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
  - (3) その他詳細は、入札説明書による。
-

